

潟上市

助け合いひろがる

ネットワーク事業

手引き

潟上市健康長寿課 地域包括支援センター

平成30年4月(改:令和4年4月)

# ～ 目 次 ～

1. はじめに
2. 助け合いひろがるネットワーク事業の概要
3. 支援対象者の定義
4. 事業利用の流れ
5. フローチャート
6. 資料
  - ① 潟上市助け合いひろがるネットワーク事業実施要綱
  - ② 様式
    - 第1号 登録票
    - 第2号 登録更新・変更届
    - 第3号 協力機関登録票
    - 第4号 協力機関変更届
    - 第5号 発見協力依頼票
    - 第6号 発見・保護の報告とお礼について

## 1. はじめに

近年、少子高齢化が急速に進み、それに伴い認知症高齢者の増加が見込まれています。

今後、認知症になっても本人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができるように、地域の誰もが認知症について正しく理解し、支え合うことのできるまちづくりを進めることが重要になります。

また、一方で、認知症高齢者が行方不明になった場合は、一刻も早く無事に発見することができるよう、早急な対応が必要となります。

この手引きは、家族や行政及び関係機関が連携し、一体となって対応することで、行方不明高齢者等の早期発見を目指し、生命の危機を回避することを目的としています。

## 2. 助け合いひろがるネットワーク事業の概要

当事業は、行方不明になるおそれのある高齢者等を事前登録し、事案発生時には警察や関係機関等と協力体制を構築し、当該高齢者等の早期発見を目指すものです。

当該高齢者等の安全確保及びその家族等への再発防止支援を図ることを目的としています。

## 3. 対象者の定義

1 この事業の対象者は、潟上市内に住所を有する者で、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 65歳以上の認知症高齢者及び若年性認知症と診断された者
- (2) 行方不明になるおそれのある障がい者

2 市長が特に必要と認めた者

- (例) 潟上市外に住所を有する者が、潟上市内の事業所等を利用中に発生した事案
- (例) 人命にかかわる事案

## 4. 事業利用の流れ

### 事前登録

行方不明になるおそれのある高齢者等について記載した様式第1号を、地域包括支援センターへ提出することによって、行方不明事案の発生時に緊急対応がスムーズになります。

また、登録情報の変更または廃止を希望する場合は、様式第2号を提出していただきます。

その他、毎年度登録情報の更新をおこなっていただきます。

### 協力機関

潟上市内にある医療・福祉機関、介護保険事業所、民間企業等で、事業の趣旨に賛同していただいた機関は、様式第3号を地域包括支援センターへ提出していただき、事業の協力機関として登録します。

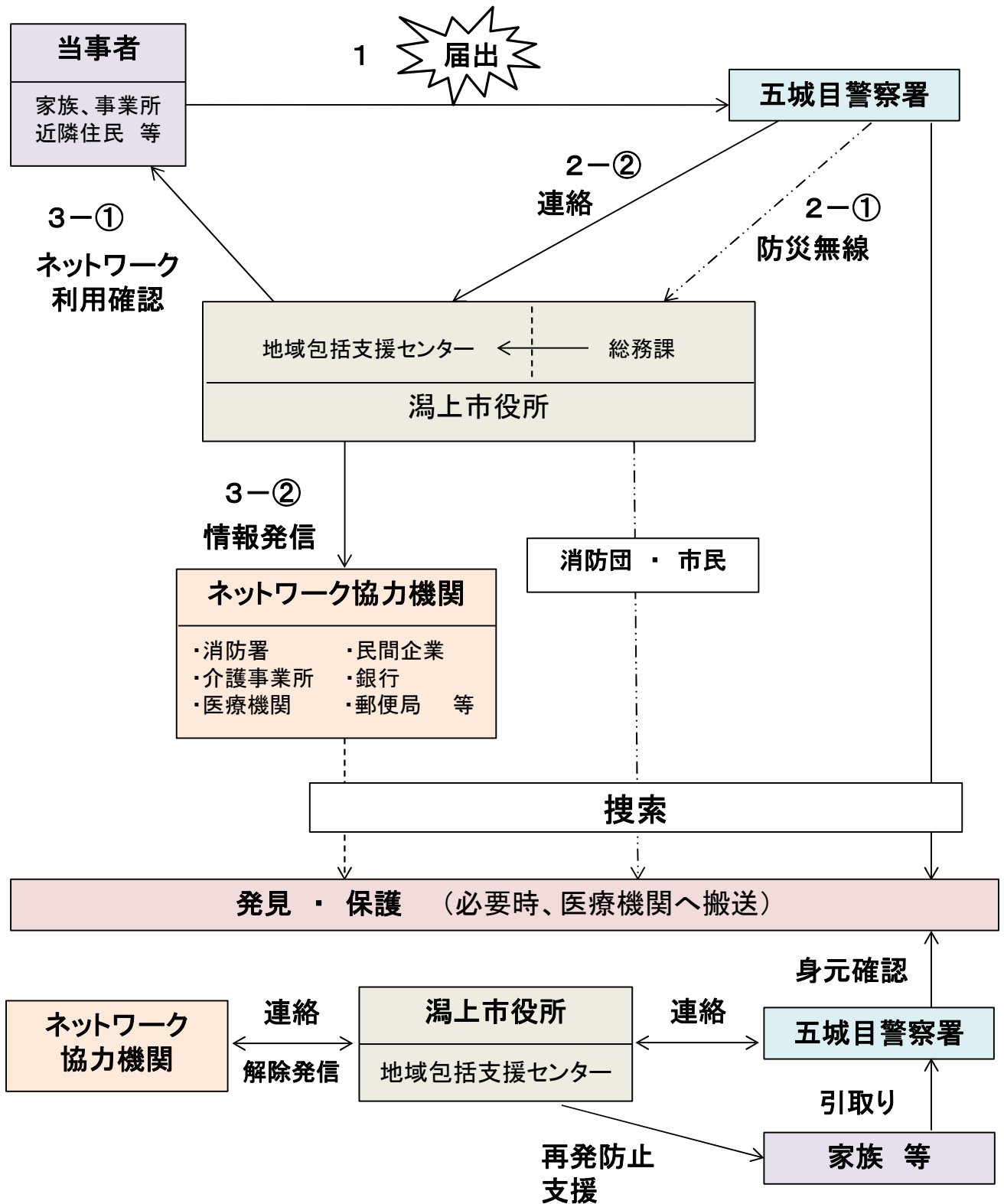
登録情報の変更または廃止を希望する場合は、様式第4号を提出していただきます。(必要に応じて、様式第3号の再提出を求めることもあります。)

### 行方不明事案発生時

	時系列	機関	役割
1	行方不明事案発生	当事者 (家族・事業所職員・近隣住民等)	五城目警察署へ通報
2	連絡	五城目警察署	①防災無線利用 潟上市役所 総務課 危機管理班へ連絡。
			危機管理班より地域包括支援センターへ情報提供。
			②防災無線利用せず
			潟上市 地域包括支援センターへ情報提供。
3	確認	潟上市 地域包括支援センター (事前登録者台帳を管理)	①当事者へネットワーク利用の確認 (登録の有無、名前や写真を発信するかどうか)
			②ネットワーク協力機関へ情報発信
			③可能な範囲での搜索協力
4	搜索	ネットワーク協力機関	業務に差し支えない範囲で、搜索をする。

# 5. フローチャート

## 潟上市助け合いひろがるネットワーク



## 6. 資料

### ①要綱

○潟上市助け合いひろがるネットワーク事業実施要綱

### ②様式

○第1号 登録票

申請者(家族等)→潟上市長

○第2号 登録更新・変更届

届出者(家族等)→潟上市長

○第3号 協力機関登録票

協力機関→潟上市長

○第4号 協力機関変更届

協力機関→潟上市長

○第5号 発見協力依頼票

潟上市→協力機関

○第6号 発見・保護の報告とお礼について

潟上市→協力機関